

「特定親族等に係る子ども（本人・本人以外）」の申告書

標記について、証明書類を添えて以下のとおり申告します。

氏 名【本人署名欄（自署）】	
学籍番号	
「子ども」として申告する特定親族等の数	人
特定親族等氏名（本人）※	
生年月日（西暦）	年 月 日
特定親族等氏名（本人以外）※	
生年月日（西暦）	年 月 日

I 「子ども」として申告する特定親族等の生年月日が2003年1月2日～2007年1月1日の場合
⇒以下の①②の両方を満たすことを確認してください。

①	☐	令和8（2026）年度市町村民税において、当該特定親族等の合計所得金額が58万円超～95万円以下であること
②	☐	生計維持者の令和8（2026）年度市町村税情報において、当該特定親族等が生計維持者の特定親族特別控除の対象となっている（税制上の特定親族である）こと

II 「子ども」として申告する特定親族等の生年月日が2007年1月2日～4月1日（早生まれ）の場合
⇒以下の①②の両方を満たすことを確認してください。

①	☐	令和8（2026）年度市町村民税において、当該特定親族等の合計所得金額が58万円超～95万円以下であること
②	☐	当該特定親族等が、生計維持者と同一生計の6親等内の血族、又は3等身内の婚姻もしくは里子であること（本人のきょうだい等）

○添付書類

次の①②の両方を提出してください。

- ①「子ども」として申告する特定親族等の令和8（2026）年度課税証明書
- ②住民票の写し、戸籍謄本の写し等、当該特定親族等と生計維持者の関係が分かる公的証明書類
(①又は②の書類のいずれかには、**当該特定親族等の生年月日の記載が必要**)

○「特定親族等」とは

ここでは、一定の所得の要件を満たす税制上の特定親族及び同程度の所得であるが「早生まれ」であることにより特定親族となれない者を総称して「特定親族等」としています。扶養人数の判定における「子ども」の数に計上することができます。

なお、審査の結果、上記条件を満たしていることを確認できなかった場合や書類に不足があった場合は、「子ども」の数に計上することはできません。

ご記入いただいた情報は、在籍する学校での授業料等減免業務のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報が、学校、福井県及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。